

船舶事故調査報告書

平成27年2月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成26年7月4日 06時38分ごろ
発生場所	北海道乙部町乙部漁港南西方沖 乙部町所在の乙部港北防波堤灯台から真方位224.5° 770m 付近 （概位 北緯41° 57.9′ 東経140° 07.3′）
事故調査の経過	平成26年7月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五大 ^{たいほう} 宝丸、13トン AM2-4457（漁船登録番号）、個人所有 15.43m (Lr) × 3.85m × 1.61m、FRP ディーゼル機関、584.70kW、昭和49年6月10日 第212-6896号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月10日 免許証交付日 平成24年1月30日 （平成29年2月6日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	球状船首及びビルジキールに破口及び擦過傷等
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、北海道松前町小島東方沖の小島堆でいか一本釣り漁を終え、乙部漁港へ向けて航行を開始し、船長が、操舵室の右舷側に立ってリモコンを使用して自動操舵で操船に当たり、レーダー及び目視により見張りを行い、海岸線に沿って約10ノットの対地速力で北北東進した。 船長は、初めて乙部漁港に入港して漁獲物の水揚げを行うこととなるので、乙部町所在の漁業協同組合（以下「漁協」という。）にその旨を連絡しようと思い、平成26年7月4日06時18分ごろ、携帯電話で連絡し、漁協から水揚げの許可を得たが、入港経路の留意点については尋ねなかった。 船長は、乙部漁港南西方沖1,000m付近において、針路約01

	<p>4°（真方位、以下同じ。）で航行中、地元の小型漁船と思われる入航船が、同漁港の港口付近に平行に設置されている2つの島防波堤間を南方から入航するところを認め、本船も同様に入航すれば大丈夫と思い、06時37分ごろ、島防波堤間へ向く針路約033°に変針し、手動操舵として続航したところ、06時38分ごろ、船体に軽い衝撃を感じ、本船は、同漁港南西方沖約770mの洗岩（以下「本件洗岩」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、携帯電話で漁協に連絡し、甲板員と共に来援した2隻の小型漁船に救助されて乙部漁港へ入港し、本船は、クレーン台船により離礁されて同漁港へ上架された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮末期</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.9m、船尾約2.4mであった。</p> <p>船長は、乙部漁港に入港するのが初めてであり、水揚げを行えるように北海道知事の許可を得るなど、事前に乙部漁港へ入港する準備を整えていたが、海図等により水路調査を行っていなかったため、本件洗岩の存在を知らなかった。</p> <p>船長は、本事故時、海上が平穏で波がほとんどなかったため、水面下の本件洗岩を視認することができなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、乙部漁港南西方沖を北北東進中、船長が、本件洗岩の存在を知らずに本件洗岩へ向けて航行したことから、本件洗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、乙部漁港南西方沖を北北東進中、船長が、本件洗岩の存在を知らずに本件洗岩へ向けて航行したため、本件洗岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船長は、本事故後、僚船仲間と各港の出入港時の留意点について、情報交換をすることとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めての漁港へ入港する場合は、事前に海図等により水路調査を十分に行うとともに、地元の漁業協同組合等へ尋ねるなどして情報収集を行うこと。